

国住指第 2215 号
平成17年11月25日

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

屋内プール等における天井崩落対策について

標記についてはかねてからその推進に努めているところであるが、去る平成17年11月24日埼玉県飯能市のスポーツ施設の屋内プールにおいて発生した天井崩落の事故により2名の負傷者を出したことは誠に遺憾である。

現在、この事故について関係当局により事故原因の究明が行われているところであるが、かかる事故を防止するため、類似の建築物の所有者に対して、天井の状況を緊急に点検するとともに、崩落の危険がある場合には、適切な対策を講じられるよう指導されたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。